

令和4年度第4回総会（月例）議事録

| | |
|---------------|---|
| 日 時 | 令和4年6月28日（火） 午前10時開会 |
| 場 所 | 市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室 |
| 出席委員 （17名） | 上入來 幸一（会長） 仮屋 幸孝（会長代理） 弟子丸 宗一（運営委員） 有村 伊智博 池田 晃 岩元 節朗 園山 一則 豊留 辰男 鳥丸 俊秀 永尾 寛 鳩宿 隆雄 枇榔 稔 福永 大悟 穂満 和廣 堀之内 薫 本多 剛 横峯 明人 |
| 欠席委員 （1名） | 中村 秀彦 |
| 事務局 | 事務局長 三浦 主 幹 新村 支局主任 末永、尾堂、東、小山田、小村 専門員 水盛、吉満、矢崎、有村、渡邊 主 査 帖地、安樂 主 任 米倉、西、平川 |
| 農政総務課 | 主 任 橋口 |
| 議 題 | 1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地転用事業計画変更に関する件 3 農地法第4条許可申請に関する件 4 農地法第5条許可申請に関する件 5 非農地認定に関する件 6 農地利用変更届出に関する件 7 農用地利用集積計画に関する件 8 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 9 相続税の納税猶予に関する件 10 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について |
| 報告事項 | 1 裁判所から照会のあった農地等の現況について 2 法務局から照会のあった農地等の現況について 3 買受適格証明願（5条届出）に関する報告について 4 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 5 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 6 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 7 鹿児島島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について |

| | |
|---------|---|
| 議 長 | <p>開 会（午前 10 時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和 4 年度第 4 回総会を開催いたします。</p> <p>まず 事務局より連絡事項をお願いします。</p> |
| 伊 敷 支 局 | <p>伊敷支局です。報告事項の追加がございます。資料表紙をご覧ください。報告事項 2「法務局から照会のあった農地等の現況について」ですが、件数の 2 件を 3 件に修正をお願いします。「法務局から照会のあった農地等の現況について」の報告の際は、追加で配布しました別紙調書をご覧くださいますようお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。</p> <p>18 人中 17 人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、中村委員から出されています。</p> <p>吉野の発表委員は、15 番委員に変更になります。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません。私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、堀之内委員、本多委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。</p> <p>議題 1 . 「農地法第 3 条許可申請に関する件」及び議題 7 . 「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくをお願いします。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p> |

| 議 題 | |
|--|--|
| 議題 1 . 農地法第 3 条許可申請に関する件 1 ページ～ 4 ページ 1 4 件 | |
| 議 長 | <p>それでは、議題 1 .「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>4 ページ、番号 1 3 号につきましては、1 7 番委員自身が、番号 1 4 号につきましては、1 3 番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、1 7 番委員、1 3 番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定により、議事に参与することができませんので、順次しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>1 7 番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(1 7 番委員離席後)</p> <p>それでは、松元、事務局をお願いします。</p> |
| 松 元 支 局 | <p>ご報告します。</p> <p>番号 1 3 号、申請事由：贈与、受贈、権利の種別：所有権移転、贈与。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>別冊資料 1 の 2 5 ページにありますように、今回の第 3 条案件は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>{「異議なし」の声あり}</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題 1 .「農地法第 3 条許可申請に関する件」番号 1 3 号につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>次の案件の審議に入ります前に、1 7 番委員におかれましては、ご着席をお願いします。1 3 番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(1 7 番委員着席、1 3 番委員離席後)</p> <p>それでは、郡山、1 0 番委員をお願いします。</p> |
| 1 0 番 委 員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号 1 4 号、申請事由：労力不足、相手要望、権利の種別：所有権移転、売買。以上です。</p> |

| | |
|-----------|---|
| 議 長 | <p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1の27ページにありますように、今回の第3条案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」番号14号につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、13番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(13番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。</p> <p>まず、谷山、9番委員をお願いします。</p> |
| 9 番 委 員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号1号、申請事由：相手要望、規模拡大、権利の種別：所有権移転、売買。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>次に、伊敷、13番委員をお願いします。</p> |
| 1 3 番 委 員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号2号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号3号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号4号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>次に、吉野、15番委員をお願いします。</p> |
| 1 5 番 委 員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号5号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足説明いたします。</p> <p>譲受人は、現在の経営農地はありませんが、10年以上の農作業経験があり、今年2月末まで利用権を設定し、農地を耕作しているため、新規就農には該当しません。今回、農地を取得するにあたり、利用権の設定を行い、同時に、3条許可の申請を行うものであります。</p> <p>以上です。</p> |

| | |
|--|--|
| 議 長 | 次に、吉田、4番委員お願いします。 |
| 4番委員 | ご報告します。 番号6号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号7号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。 |
| 議 長 | 次に、桜島、12番委員お願いします。 |
| 12番委員 | ご報告します。 番号8号、農業廃止、新規就農、所有権移転、売買。 番号9号、農業廃止、新規就農、所有権移転、売買。 番号10号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 番号11号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。 |
| 議 長 | 次に、喜入、7番委員お願いします。 |
| 7番委員 | ご報告します。 番号12号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。 |
| 議 長 | ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はございませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」12件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。 |
| 議題2 . 農地転用事業計画変更に関する件 5ページ 1件 | |
| 議 長 | 次に、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」を審議します。 議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」郡山の番号2号の案件が、この事業計画変更に関連するので併せて、審議していただききたいと思います。 それでは、郡山、10番委員お願いします。 |

| | |
|-------|--|
| 10番委員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号1号、変更前：太陽光発電1,049.00㎡ 変更後：公園569.00㎡ 駐車場480.00㎡、申請事由：当初計画では、太陽光発電設備の設置を予定していたが、公園用地として事業計画変更するもの。権利の種類：所有権移転、許可日：令和3年8月27日、許可番号：農委第0395-15号。</p> <p>なお、別件4条申請と関連しますので、あわせて、説明いたします。</p> <p>6ページをお開きください。</p> <p>番号2号、用途・施設：公園569.00㎡、駐車場480.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画、東...水路、西・南・北...他人田、境界...土留、雨水...自然流下。</p> <p>以上の件につきまして 補足説明をいたします。</p> <p>申請地は、郡山支所から北へ約3.0kmに位置する第2種その他の農地に該当します。</p> <p>申請地は、令和3年8月27日付け、農委第0395-15号により許可書を交付いたしました。</p> <p>申請者は、太陽光発電設備を設置することで、事業を進めておりましたが、県の文化財に指定されている花尾神社の参道に隣接していること、近くに「丹後の局の腰掛石」など歴史的な文化財があること、地元から再考してほしい旨の要望などがあったことから、会社の目的にもある「公園緑地等に関する管理運営」に基づき、公園及び駐車場を整備し、地域に開放し、自由に使うことで地域貢献を図ろうと事業計画変更を行うものです。</p> <p>今回の事業変更の際は、やむを得ないと判断したところです。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「2番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、2番委員どうぞ。</p> |
| 2番委員 | <p>変更後の転用は、公園となっておりますが、公園を開設した後の管理は、どこがすることになりますか。</p> |
| 10番委員 | <p>申請人が、自社の施設で公園を作って、管理をするということです。</p> |
| 2番委員 | <p>わかりました。</p> |

| | |
|---|---|
| 議 長 | <p>ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」1件につきましては、原案どおり承認するものと決定いたします。</p> <p>また、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」番号2号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> |
| <p>議題3.農地法第4条許可申請に関する件</p> <p>6ページ 2件</p> | |
| 議 長 | <p>次に、議題3「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>先ほど郡山の各1件につきましては、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の1件について審議していただききたいと思います。</p> <p>それでは、谷山、9番委員お願いします。</p> |
| 9番委員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：農業用倉庫1棟300.59㎡、転回場等378.41㎡、周囲の状況及び被害防除計画、東...宅地、西・南...本人畑、北...雑種地、境界...土留、雨水...自然流下。</p> <p>この件に関しましては、補足して説明します。</p> <p>申請地は、道路に接していませんが、出入りについては、本人の所有する宅地の一部を通路として使用します。</p> <p>また、申請人は、必要な手続きを経ずに、当該地を平成28年ごろから農業用倉庫として使用していたことから、今回始末書添付のうえ申請されたものです。</p> <p>代理人を通じて、転用等を行う場合は、農地法の許可を受けなければならないこと、今後は、このようなことのないよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「2番委員」挙手あり〕</p> <p>はい、2番委員どうぞ。</p> |

| | |
|---|---|
| 2 番 委 員 | 番号1ですが、許可なく倉庫を作っていたということですが、始末書は付いて おりますか。 |
| 谷 山 支 局 | この申請につきましては、始末書添付での申請でございます。 |
| 2 番 委 員 | わかりました。 |
| 議 長 | ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第4条許可申 請に関する件」1件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人 に許可書を交付することといたします。 |
| 議題4 . 農地法第5条許可申請に関する件 7ページ～11ページ 18件 | |
| 議 長 | 次に、議題4「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。 まず、本局、2番委員お願いします。 |
| 2 番 委 員 | ご報告します。 番号1号、用途・施設：住家1棟129.87㎡、庭敷地等364.83㎡、 周囲の状況及び被害防除計画：東・西・南...市道、北...他人田、境界...ブロック 積、雨水...河川放流、汚水...合併浄化槽、権利の種別：所有権移転、売買。 この件につきまして、補足説明いたします。 雨水については、西側の市道に排水管を通して河川に放流する計画で、市道路 管理課と協議済みです。 以上です。 |
| 議 長 | 次に、谷山、9番委員お願いします。 |

| | |
|---------|--|
| 9 番 委 員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号2号、住家1棟130.42㎡、庭敷地等177.58㎡、東...私道、西...宅地、南...渡人田、北...市道、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、汚水...合併浄化槽、所有権移転、贈与。</p> <p>番号3号、建売住宅1棟86.12㎡、庭敷地等160.88㎡、東・南...渡人田、西...農道、北...宅地、境界...ブロック積、雨水...農道側溝、汚水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号4号、住家1棟67.90㎡、庭敷地等184.10㎡、東・北...渡人田、西...農道、渡人田、南...宅地、他人畑、境界...ブロック積、雨水...農道側溝、汚水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号5号、貸資材置場91.50㎡、転回場等178.50㎡、東...宅地、他人畑、西...宅地、貸人田、南・北...宅地、境界...ブロック積、雨水...自然流下、使用貸借権。</p> <p>この件に関しましては、補足して説明します。</p> <p>申請地は、道路に接していませんが、申請地への出入りについては申請番号4の敷地を通路として使用します。その通行承諾書が添付されております。</p> <p>番号6号、農業用倉庫1棟50.54㎡、飼料置場100.00㎡、駐車場40.00㎡、転回場等392.46㎡、東...他人畑、西・北...農道、南...貸人畑、境界...土留、雨水...自然流下、賃貸借権。</p> <p>この件に関しましては、補足して説明します。</p> <p>申請地は、谷山支所から西へ約3.0kmに位置する農用地区域内農地に該当します。</p> <p>原則として許可することは出来ませんが、令和4年6月に農業用倉庫として、農業振興地域整備計画の変更（用途区分変更）がなされております。</p> <p>これは、不許可の例外である農業振興地域の整備に関する法律第8条第4号に規定する「農地利用計画の指定用途に供する場合」に該当するため、転用許可は、止むを得ないと判断します。</p> <p>番号7号、資材置場215.00㎡、駐車場135.00㎡、転回場等245.00㎡、東...宅地、西・北...他人田、南...里道、境界...コンクリート擁壁、雨水...自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号8号、資材置場83.00㎡、転回場等150.00㎡、東...宅地、西・南...農道、北...私道、境界...ブロック積、雨水...自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号9号、住家1棟138.56㎡、庭敷地等289.44㎡、東...宅地、他人畑、西...里道、南...宅地、北...他人畑、境界...ブロック積、コンクリート擁壁、雨水...里道側溝、汚水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号10号、車両置場262.00㎡、転回場等733.00㎡、東...他人畑、西...市道、南...里道、他人畑、北...里道、境界...土留、雨水...自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | 次に、吉野、15番委員お願いします。 |

| | |
|-------|---|
| 15番委員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号11号、通路24.00㎡、東...宅地、西...市道、南...里道、南...渡人畑、境界...ブロック積、雨水...自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号12号、資材置場543.00㎡、駐車場110.00㎡、転回場等421.00㎡、東...市道、西...里道、南...水路、他人畑、北...他人畑、境界...ブロック積、土留、雨水...自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号13号、資材置場750.00㎡、駐車場405.00㎡、転回場等871.00㎡、東...里道、私道、西...他人畑、南...渡人畑、北...私道、境界...土留、雨水...自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | 次に、吉田、4番委員お願いします。 |
| 4番委員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号14号、住家1棟98.54㎡、庭敷地等222.46㎡、東...他人畑、西・北...市道、南...宅地、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、污水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号15号、駐車場62.50㎡、転回場等366.50㎡、東・南...他人畑、西...県道、北...宅地、境界...ブロック積、雨水...自然流下、所有権移転、売買。</p> |
| 議長 | 次に、喜入、7番委員お願いします。 |
| 7番委員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号16号、住家1棟83.35㎡、庭敷地等337.65㎡、東...宅地、西・南...他人畑、北...水路、境界...ブロック積、雨水...水路放流、污水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は道路に接していませんが、申請地北側の水路にふたをし、隣接する市道に出入りします。</p> <p>番号17号、住家1棟96.88㎡、庭敷地等203.12㎡、東...宅地、西...私道、南...市道、北...渡人畑、境界...ブロック積、雨水...私道側溝、污水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> |
| 議長 | 次に、郡山、10番委員お願いします。 |
| 10番委員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号18号、建売住宅2棟107.72㎡、駐車場55.81㎡、庭敷地等118.29㎡、東・南・西...宅地、南...市道、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、污水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p> |

| | |
|--|---|
| 議 長 | <p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号6号は、農用区域内農地、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」18件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、農用区域内農地である番号6号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p> |
| 議題5. 非農地認定に関する件 12ページ～16ページ 18件 | |
| 議 長 | <p>次に、議題5.「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、本局、2番委員お願いします。</p> |
| 2 番 委 員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：杉、雑木・孟宗竹自然繁茂、約30年経過、現況山林。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>次に、谷山、9番委員お願いします。</p> |
| 9 番 委 員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号2号、調査結果：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号3号、調査結果：杉、約50年経過、現況山林。</p> <p>番号4号、調査結果：雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>番号5号、調査結果：雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。</p> <p>番号6号、調査結果：住家1棟、57年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>次に、伊敷、13番委員お願いします。</p> |
| 1 3 番 委 員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号7号、調査結果：住家1棟、46年経過、現況宅地。</p> <p>番号8号、調査結果：通路として46年経過、現況道路</p> <p>番号9号、調査結果：杉、約40年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p> |

| | |
|--|---|
| 議 長 | 次に、吉野、15番委員お願いします。 |
| 15番委員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号10号、調査結果：杉、孟宗竹・雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>番号11号、調査結果：通路として46年経過、現況道路。</p> <p>番号12号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>番号13号、調査結果：ゴキ竹・雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号14号、調査結果：牛舎1棟、48年経過、現況宅地。</p> <p>番号15号、調査結果：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | 次に、吉田、4番委員お願いします。 |
| 4番委員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号16号、調査結果：雑木・唐竹自然繁茂、約25年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | 次に、喜入、7番委員お願いします。 |
| 7番委員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号17号、調査結果：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | 次に、松元、17番委員お願いします。 |
| 17番委員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号18号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5「非農地認定に関する件」18件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p> |
| <p>議題6．農地利用変更届出に関する件</p> <p>17ページ 2件</p> | |
| 議 長 | 次に、議題6「農地利用変更届出に関する件」を審議します。それでは、郡山、10番委員お願いします。 |

| | |
|--|---|
| 10番委員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土を行い、畑として利便性を高める。工事開始日：令和4年7月1日、工事終了日：令和4年12月31日、周囲の状況：東...河川、西...里道、南...他人田、北...市道、境界...土留、高さ...2.35m、作物...ヒバ、搬入土...黒土。</p> <p>番号2号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土を行い、畑として利便性を高める。工事開始日：令和4年7月1日、工事終了日：令和4年12月31日、周囲の状況：東...河川、西...里道、南・北...他人田、境界...土留、高さ...2.35m、作物...ヒバ、搬入土...黒土。</p> <p>本件について、補足説明いたします。</p> <p>申請人は、東京都在住ですが、2か月に1回は帰省し、ヒバの植え付けや管理を行い、また、市内にいる母と妹が、日々の管理を行うとの事です。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農地利用変更届出に関する件」2件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p> |
| <p>議題7.農用地利用集積計画に関する件 18ページ～29ページ 22件</p> | |
| 議長 | <p>次に、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>28ページ、番号20号につきましては、13番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、13番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>13番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(13番委員離席後)</p> <p>それでは、番号20号につきましては、事務局から説明をお願いします。</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。 28ページをご覧ください。 番号20号、地目：田、面積1,139.00㎡、権利の種類：賃貸借権、設定期間10年、区分：新規。 令和4年6月30日公告予定です。 これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。</p> |
| 議長 | <p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」の番号20号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、13番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(13番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。 残りの21件及び先ほどの1件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>資料の18ページをご覧ください。 「議案第7号」、令和4年6月30日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、只今の分も含め、ご説明申し上げます。 右側の一番下になります。 賃貸借権13件、22筆、19,169.00㎡。使用貸借権9件、13筆、11,272.00㎡。合計22件、35筆、30,441.00㎡です。 議案書の19ページから29ページは、農用地利用集積計画の内容です。 お目通しをお願いいたします。 これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、説明を終わります。</p> |

| | | |
|--|---|---|
| 議 | 長 | <p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> |
| 議題8. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料2 1件 | | |
| 議 | 長 | <p>次に、議題8.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。 それでは、郡山、10番委員お願いします。</p> |
| 10番委員 | | <p>ご報告します。2ページです。 3. 変更後の用途、携帯電話基地局 4. 現況、申出地は、川田町川田上地区にあり、郡山支所から東へ約2.7kmに位置し、東側は河川、西側は県道、南側は宅地、北側は他人田、里道に接している。 5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。 転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。 以上です。</p> |
| 議 | 長 | <p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」1件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> |
| 議題9. 相続税の納税猶予に関する件 30ページ～31ページ 2件 | | |
| 議 | 長 | <p>次に、議題9.「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。 それでは、吉野、15番委員お願いします。</p> |

| | |
|--|---|
| 1 5 番 委 員 | <p>30ページ及び31ページをご覧ください。</p> <p>この証明は、農地の相続が発生したとき、申告期限の翌日から20年間営農を継続することにより、相続税の支払いを一定の条件のもとに猶予又は免除する、相続税の納税猶予の申請に係るものでございます。</p> <p>今回2件の申請があり、今回が6回目及び5回目の発行となります。</p> <p>令和4年6月17日に6番委員、私、事務局職員2名の計4名で現地調査を行いましたので、その結果についてご説明申し上げます。</p> <p>まず、申請番号1をご覧ください。特例適用農地1は、深ネギを作付予定とのことでした。</p> <p>最後に申請番号2をご覧ください。</p> <p>特例適用農地1は、ビニールハウスが4棟あり、ウリ、カボチャ、オクラ、トウモロコシ、ナス、トマト、ピーマンを作付中でした。</p> <p>特例適用農地2、3及び4は、ビニールハウスが3棟あり、カボチャ、イチゴ、ミカン、ゴーヤ、キュウリ作付中でした。</p> <p>また、露地に、ネギ、サツマイモ作付予定とのことでした。</p> <p>特例適用農地5及び6は、ビニールハウス3棟あり、ハウレンソウ、コマツナ、コショウバナ、トマト、キュウリ、ナス作付中でした。</p> <p>また、露地に、オオバ、シソ、カボチャ、ゴーヤ、山芋作付中でした。</p> <p>従いまして、申請番号1から2の各特例適用農地において、申請者が農業経営を行っていることを確認しましたので、それぞれ「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の発行については支障ないものと判断したところでございます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題9「相続税の納税猶予に関する件」2件につきましては、原案どおり決定することにいたします。</p> |
| 議題10．令和4年度の目標およびその達成に向けた活動計画（案）について 別冊資料3 | |
| 議 長 | <p>次に、議題10「令和4年度の目標およびその達成に向けた活動計画（案）」についてを審議します。別冊資料4です。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p> |

| | |
|--------------|---|
| <p>事 務 局</p> | <p>「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」についてご説明申し上げます。</p> <p>この案につきましては、第1回合同委員会において、承認いただきました目標、活動計画でございます。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>県と協議を進めていく中で、(2)遊休農地の解消 1号遊休農地面積が536.4haとありましたが、県の指摘により、307.9ha、うち緑区分の遊休農地面積は、536.4haを307.9haと訂正致します。それに伴いまして、の目標でございますが、令和3年度の利用助教調査における緑区分の遊休農地面積が、307.9haとなっております。それに伴い、緑区分の遊休農地の解消目標面積におきましては、307.9haとなっております。</p> <p>この意見の相違につきましては、遊休農地調査の中で判明した荒廃農地について、遊休農地に含めるべきではないという県の指摘があり、面積の修正を行ったものです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題10「令和4年度の目標およびその達成に向けた活動計画(案)について」は、原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p> |

| 報 告 事 項 | |
|--|---|
| 1 . 裁判所から照会のあった農地等の現況について 3 2 ページ 1 件 | |
| 議 長 | 報告事項1「裁判所から照会のあった農地等の現況について」 それでは、谷山、9番委員お願いします。 |
| 9 番 委 員 | 報告します。32ページです。 照会日：令和4年5月30日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、非農地である。 処理状況：買受適格証明書を有する者に限らない。令和4年6月7日 鹿児島地方裁判所へ報告済。 |
| 2 . 法務局から照会のあった農地等の現況について 3 3 ページ～3 4 ページ及び追加資料 3 件 | |
| 議 長 | 報告事項2「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、9番委員お願いします。 |
| 9 番 委 員 | 報告します。33ページです。 照会日：令和4年5月17日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、非農地である。 処理状況：令和4年6月7日 鹿児島地方法務局へ報告済。 |
| 議 長 | 次に、伊敷、13番委員お願いします。 |
| 1 3 番 委 員 | 報告します。別紙追加分です。 照会日：令和4年6月13日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和4年6月24日 鹿児島地方法務局へ報告済。 |
| 議 長 | 次に、喜入、7番委員お願いします。 |
| 7 番 委 員 | 報告します。34ページです。 照会日：令和4年5月17日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和4年5月31日 鹿児島地方法務局へ報告済。 |
| 3 . 買受適格証明願（5条届出）に関する報告について 3 5 ページ 1 件 | |
| 議 長 | 報告事項3「買受適格証明願（5条届出）に関する報告について」 それでは、吉野、15番委員お願いします。 |

| | |
|---|--|
| 15番委員 | <p>報告します。35ページです。</p> <p>申請番号1、転用目的：宅地分譲、債権者：鹿児島地方裁判所、競売事件名：令和3年(ケ)第65号、競売方法：期間入札、売却基準価格：12,040,000円、事由：証明願。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>4．農地法第3条の3届出専決に関する報告について</p> <p>36ページ～37ページ 8件</p> | |
| 議長 | <p>報告事項4「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」</p> <p>報告事項5「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」</p> <p>報告事項6「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>36ページをお開きください。</p> <p>報告事項4 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は8件です。</p> <p>登記地目別では、田7筆、5,286.00㎡、畑20筆、13,853.61㎡となっております。取得した事由別数は、相続が8件。権利の種別は、所有権が8件。農業委員会によるあっせん等は、有が1件、無が7件となっております。</p> <p>37ページは、農地法第3条の3関係の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p> |
| <p>5．農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</p> <p>38ページ～45ページ 20件</p> | |
| 事務局 | <p>38ページをお開きください。</p> <p>報告事項5 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理したものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係では、一般住宅、共同住宅、その他が各1件、合計3件となっております。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が15件、駐車場、その他が各1件、合計17件となっております。</p> <p>39ページは、4条関係3件、40ページから45ページは、5条関係17件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p> |

| | |
|---|---|
| 6 . 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知に関する報告について 4 6 ページ～ 4 7 ページ 4 件 | |
| 事 務 局 | <p>4 6 ページから 4 7 ページをお開きください。</p> <p>報告事項 6 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知に関する報告についてです。</p> <p>谷山地区で 1 件、伊敷地区で 2 件、郡山地区で 1 件、合意解約の通知が出ております。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p> |
| 7 . 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 別冊資料 4 | |
| 議 長 | <p>次に、報告事項 7 「鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について」</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p> |
| 事 務 局 | <p>報告事項 7 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。</p> <p>別冊資料 4 をご覧ください。</p> <p>表の一番下の合計欄をご覧ください。</p> <p>まず 二段書きの上の段の 4 月分については、訪問戸数 1 7 戸、うち不在 5 戸、調査回答戸数 1 2 戸、貸出希望 3 戸 1 7 4 . 4 0 アール、借入希望、貸出実績、借入実績、中間管理事業活用実績はありませんでした。</p> <p>各地区の実績、累計についてはお目通しをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |
| 議 長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>(議事終了 : 午前 1 0 時 4 5 分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p> |

| | |
|--------------|--|
| <p>事 務 局</p> | <p>・令和4年度第5回総会（月例）開催日時は、 7月28日（木）午前10時開会 市民福祉プラザ5階 中会議室 県民交流センター前の消防局が入っている市民福祉プラザですので、お間違いのないようにお願いします。車は、みなと大通り別館の駐車場が、お使いになれます。 お知らせです。 6月の第2回市議会定例会において、上四元正昭氏の農業委員への任命の同意が得られました。6月30日に市長から辞令交付が行われます。 以下、注意事項です。 市役所で個人情報の漏洩が続いたため、繰り返しの注意になりますが、皆さんは、公務員として、守秘義務があり、個人情報の漏洩の防止が必要です。資料の内容を口外しないでください。総会の資料は公文書です。保管、処分まで責任を持ってください。持ち帰らずに置いて帰っていただければ、事務局で処分いたします。 市民の方への言葉遣いにご注意ください。嘱託職員や臨時職員を含む職員へのハラスメントにご注意ください。ハラスメントは相手が不快に感じる行為です。パワハラ、セクハラなど、相手を叱る叱責のほか、激励・慰労のつもりで、相手に触れることもNGです。冗談とか、「そんなつもりはない」は通用しません。 以上で事務局からの連絡を終わります。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会（午前10時50分）</p> |